

○国立大学法人筑波技術大学特設科目の開設に関する細則

平成 24 年 7 月 25 日
細 則 第 4 号

最終改正 平成 25 年 11 月 27 日細則第 2 号

国立大学法人筑波技術大学特設科目の開設に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学履修規程(平成 17 年規程第 7 号。以下「履修規程」という。)第 9 条及び国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程(平成 22 年規程第 7 号。以下「大学院履修規程」という。)第 8 条の規定に基づき、特設科目の開設に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第 2 条 この細則により開設する特設科目は、別表のとおりとする。

2 前項の特設科目は、自由科目とし卒業又は修了の要件の単位に含めないものとする。

(履修方法)

第 3 条 履修方法は、履修規程第 4 条又は大学院履修規程第 5 条の規定にかかわらず、特設科目授業担当教員が定めた期間に申請するものとする。

2 前項の申請にあたっては、授業担当教員が選考を行うものとする。

(その他)

第 4 条 単位の授与及び成績標語については、履修規程又は大学院履修規程により行うものとする。

附 則

この細則は、平成 24 年 7 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 25 年 11 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表

産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科

授業科目		授業方法	単位数	履修年次
区分	科目名			
自由科目	異文化コミュニケーション※	実習	1	全

備考 ※には、開設する科目の内容により記号を付す。